空き家

そのままにしていませんか？

酒田市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和8年度から市内の空き家調査を行い、「管理不全空家等」と市が認めた場合、空家等の所有者等に対し「助言」「指導」を行います。指導後も改善されず、放置すれば著しく危険、有害になるおそれが大きいと市が認めるときは、所有者等に対し「勧告」を行います。

なお、勧告を受けても改善されず、その状態で課税基準日（1月1日）を経過すると、当該空き家等の敷地に係る固定資産税等（固定資産税及び都市計画税）の住宅用地特例が適用されず、翌年度から土地の固定資産税が上がります。

空き家の管理責任は所有者等にあります。適正な管理をお願いします。

空き家等の相談窓口は裏面に記載しています。お気軽にお問い合わせください。

※酒田市住宅総合支援事業により解体費用を補助します。詳細は裏面をご覧ください。
※解体費用などの融資関係は、お近くの銀行などの金融機関に直接ご相談ください。
※空き地の除草や樹木の剪定は酒田市シルバー人材センター（電話 0234-22-3344）へお問い合わせください。
状況によっては、お受けできない場合がございます。

空き家等無料相談会へどうぞ

宅地建物取引業、建設業、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、金融の各協会による相談が、同一会場で一度にできます。

ぜひ、この機会にご利用ください。

1回目　令和8年6月14日（日）
2回目　令和8年8月 1日（土）
3回目　令和8年11月28日（土）
時　間　いずれも午後1時～午後3時
会　場　いずれも酒田勤労者福祉センター（酒田市緑町19番10号）
申し込み　事前に酒田市まちづくり推進課へ申し込みください
電話 0234-26-5726（随時受付）

きりとり

郵便はがき

料金受取人払郵便

酒田局承認

505

差出有効期間
2027年3月31日まで
（切手不要）

9988790

酒田市本町2丁目2番45号

酒田市役所まちづくり推進課 行

きりとり

ご住所	〒　－
ご氏名	
電話番号	

空き家・空き地の売買・賃貸・解体・相続などの相談はこちら

市では、空き家等ネットワーク協議会を組織し、市内の宅地建物取引業等の各協会からご協力いただき、空き家等に関わる様々な相談を無料で受付しております。お気軽にご相談ください。相談時間等は次のとおりです。

団体名	電話番号	相談受付時間	相談内容
宅地建物取引業協会 酒田	0234-26-4420	月・火・水・木・金 午前9時~午後5時	空き家・空き地(農地・山林は除く)を売りたい、貸したい、買いたい、借りたいなど(売却の相談の際は、事前に登記簿謄本(全部事項証明)、固定資産税課税明細書をご用意ください)
全日本不動産協会 山形県本部酒田事務所	0234-24-1355	月・火・水・木・金 午前9時~午後5時	
NPO法人 こ家プロジェクト	080-9501-3787	月・火・水・木・金 午前9時~午後4時	
一般社団法人 酒田建設業協会	0234-33-0702	月・火・水・木・金 午前9時~午後4時	解体工事
土地家屋調査士会 酒田支部	0234-26-6134	月・火・水・木・金 午前9時~午後5時	建物滅失登記、土地の分筆・測量
司法書士会酒田支部	0234-24-5250	月・火・水・木・金 午前9時~午後4時	相続登記、遺産分割協議書などの相続を証する書面の作成、相続放棄の申述・相続財産清算人選任申立などの家庭裁判所申立手続
行政書士会酒田支部	0234-22-3353	月・火・水・木・金 午前9時~午後5時	相続人の調査・確定、相続関係図・遺産分割協議書の作成、遺言書作成相談

ホームページをご覧ください

酒田市空き家等情報サイト　検索

きりとり

空き家等無料相談会申込

(該当する番号、項目を○で囲んでください)

◆空き家・空き地をどうしたいですか？

① 売却したい・賃貸したい　② 解体したい

③ 相続登記したい　④ 境界線をハッキリしたい

⑤ その他(自由記載)

〔　　〕

◆空き家等無料相談会に申し込む

① 6月　② 8月　③ 11月

◆所有している空き家・空き地の所在

酒田市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

酒田市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

酒田市に対し、所有する空き家等の情報を提供することに同意いたします。

年　月　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

提供いただいた情報は、空き家等相談業務の目的以外には一切使用いたしません。

きりとり

◆空き家解体補助金のご案内

①空き家解体支援

・対　象:昭和56年以前に建築され、3年以上空き家となっている住宅、令和6年大雨災害で被災した空き家

・補助額:解体工事費の1/2以内で限度額20万円
(防火地域及び準防火地域内の場合40万円)

②危険空き家解体支援

・対　象:調査により住宅地区改良法にもとづく住宅不良度が100点を超えるものなど一定要件を満たした空き家

・補助額:解体工事費の4/5以内で限度額80万円

○問い合わせ先　酒田市建築課確認審査係

電　話　0234-26-5749　FAX　0234-26-6482

E-mail　s-kakunin@city.sakata.lg.jp

◆冬期間の水道管理について

・水道管凍結による漏水防止のため、閉栓の手続きをお願いします。

・閉栓しない場合は、降雪期前に水抜き栓を閉めるようご協力ください。

・凍結による破損は修理費用が発生するほか、漏水で水道料金が高額になる恐れがあります。

○問い合わせ先

酒田市上下水道お客さまセンター

電話　0234-22-1811

○その他の問い合わせ・連絡先

酒田市まちづくり推進課

電　話　0234-26-5726

FAX　0234-26-4911

E-mail　machi@city.sakata.lg.jp

又は酒田市空き家等情報サイト内「お問い合わせフォーム」

このお知らせは、空き家・空き地をお持ちでない方や、適正に管理されている方にもお知らせしております。ご了承願います。